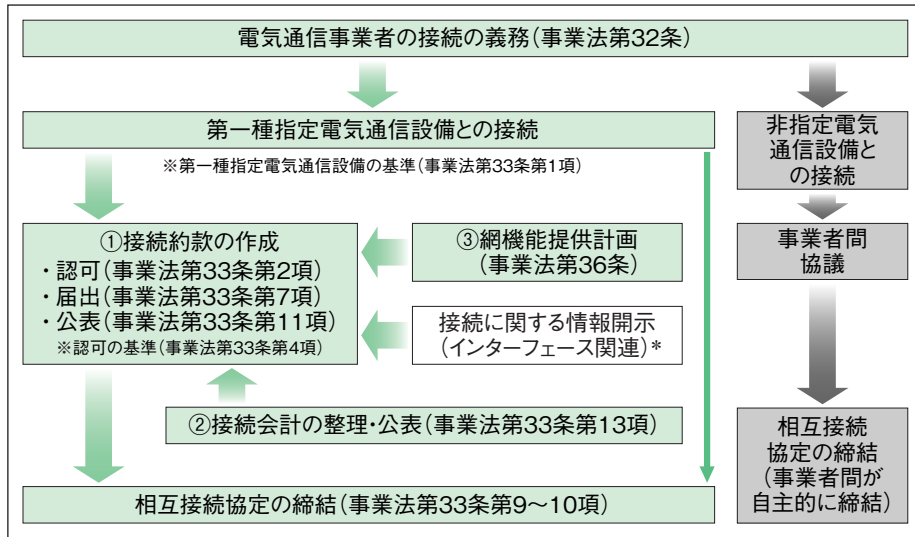


相互接続のルール

現在、相互接続は法制化された「接続ルール」に基づき、運用されています。



*事業法第33条第15項に基づく自主的な情報開示

相互接続に対する基本的な考え方

NTT東日本では、競争の進展が市場の活性化やサービスの多様化・高度化につながるものと考えており、他の電気通信事業者からの不可欠設備への接続要望にあたっては、「すべての接続要望におこたえする」ことを原則として取り組んでいます。

また他の電気通信事業者のご利用しやすい、他の電気通信事業者から信頼されるネットワークの構築に積極的に取り組んでいます。

●原則すべての接続要望におこたえます

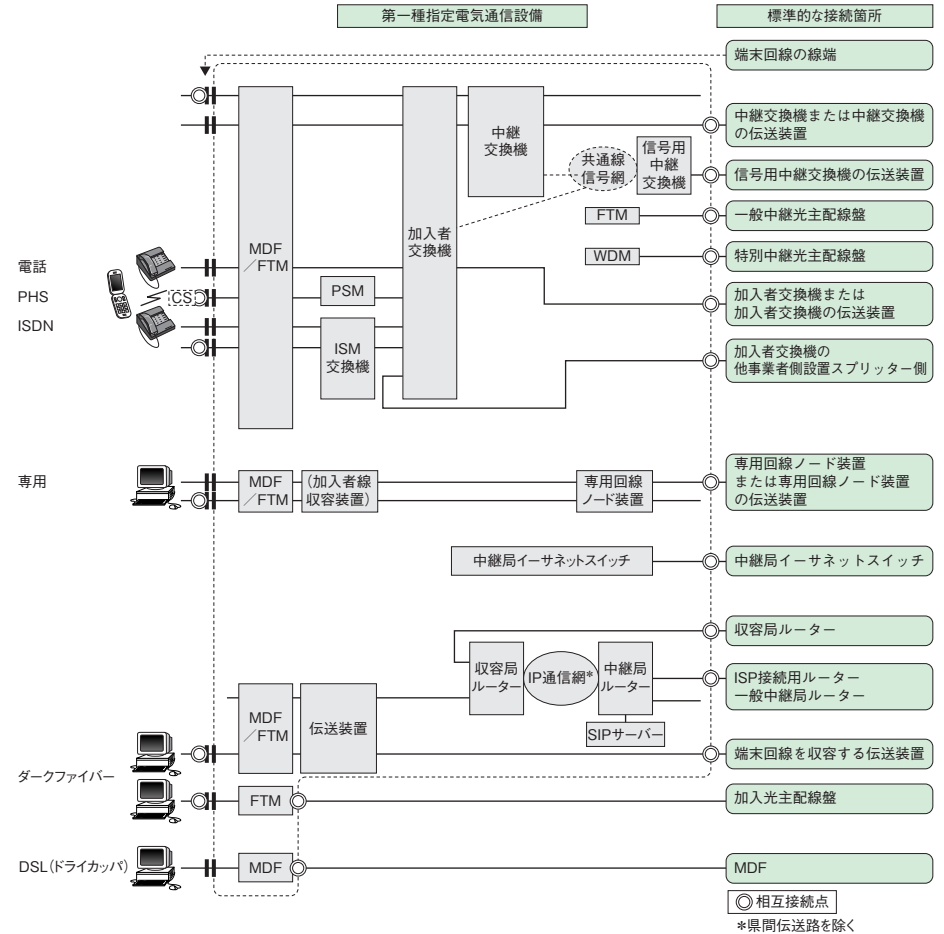
- 接続約款に規定した条件に基づき費用をお支払いいただきます
- NTT東日本が接続をお断りするのは接続約款に規定した以下の4つの場合です
 - ・ NTT東日本の電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがある場合
 - ・ 接続がNTT東日本の利益を不当に害するおそれがある場合
 - ・ 接続に関し負担が必要な金額の支払いを怠る場合または怠るおそれがある場合
 - ・ 接続のための設備の設置または改修が技術的にまたは経済的に著しく困難な場合

●相互接続の条件は、公平・公正、内外無差別とし同一条件を確保します

(参考) 第一種指定電気通信設備の範囲

NTT東日本の設置する電気通信設備の一部は、総務大臣より「他の事業者との接続が利用者の利便の向上および電気通信の発達に欠くことのできない設備」として指定されています。主な第一種指定電気通信設備の範囲は下図のようになります。[総務省告示第243号（2001年4月6日）により規定]

<第一種指定電気通信設備と標準的な接続箇所>



① 接続約款

「接続の基本的ルール」に基づき作成した「接続約款」はNTT1社体制時の接続約款(1998年3月に郵政大臣の認可)の内容を継承し、1999年7月に郵政大臣の認可を受けました。

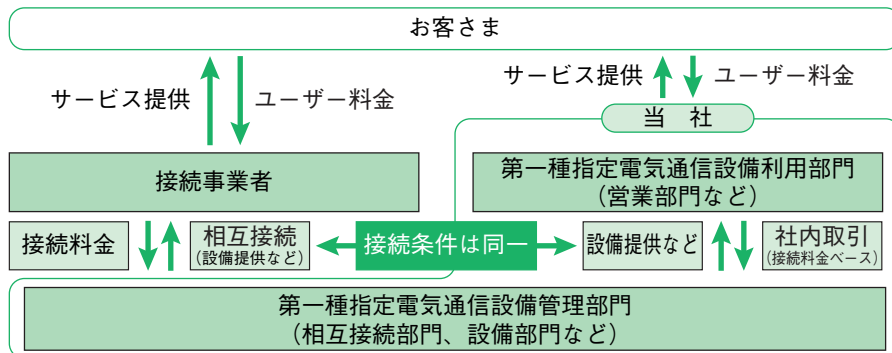
これにより、他の電気通信事業者との接続は、個別協議に基づく協定の締結および当該協定の認可の手続きから、接続約款に基づく協定の締結および届出の手続きに移行し、接続の迅速化および協定変更手続の簡略化が図られています。

<接続約款の主な内容>

- 接続する設備の範囲
 - ・標準的な接続箇所 等
- 相互接続点設置の手続き
- 接続協定締結手続き
 - ・事前調査
 - ・接続申し込み
 - ・接続用ソフトウェア開発手続き
 - ・光回線設備との接続手続き 等
- 標準的接続期間
- 協定の締結・解除 等
- 責務
 - ・守秘義務
 - ・保守 等
- 接続形態
- 重要通信の取扱方法
- 接続等の一時中断、停止、中止及び廃止
- 料金等
 - ・支払いおよび計算
 - ・預託金 等
- 技術的条件
- 損害賠償
- 利用者への責任に関する事項
- 相互接続点を当社の通信用建物内に設置する場合の取扱い
 - ・コロケーションの手続き
- あっせんまたは仲裁による解決 等
- その他
 - ・料金表
 - ・技術的条件集

② 接続会計

接続会計は、NTT東日本の第一種指定電気通信設備の管理運営およびその接続、提供を行う部門(第一種指定電気通信設備管理部門)と、第一種指定電気通信設備を接続料金(アクセスチャージ)ベースで利用してユーザーサービスを提供する部門(第一種指定電気通信設備利用部門)とに区分してそれぞれの収支状況などを明確化するとともに、アンバンドルされた接続料の算定に必要な基礎データを提供するため、第一種指定電気通信設備をそのまま階梯または用途に応じて細分化した設備区分単位のコスト把握を行うこととした会計制度です。

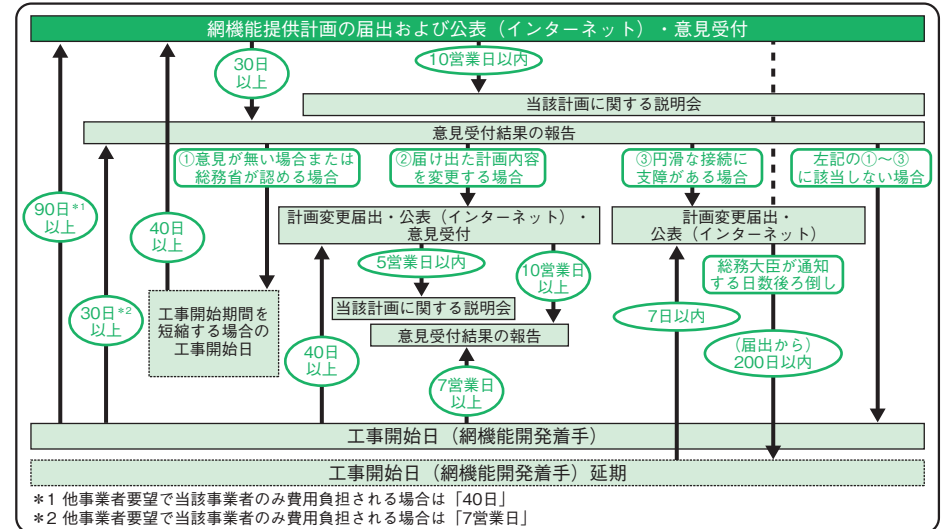


③ 網機能提供計画の届出・公表

●網機能提供計画の届出・公表について

第一種指定電気通信設備の機能の変更・追加の計画については、原則「網機能提供計画」として総務大臣へ届け出、公表することが義務付けられています。

<網機能提供計画：第一種指定電気通信設備の機能の変更または追加の計画>



●接続に関する情報開示(インターフェース関連)について

第一種指定電気通信設備との円滑な接続に必要な詳細インターフェース条件を提供開始のおおむね半年～1年前に自主的に開示しています。

